

医療法人栄仁会 宇治おうばく病院 介護医療院 短期入所療養介護

運営規程

【事業の目的】

介護医療院とは、要介護者であって主として長期にわたり療養が必要であるものに対し、施設サービス計画書に基づいて療養の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設です。

【運営方針】

要介護者の日常生活を支援し、利用者の人格を尊重し常に入所者の立場に立って明るく家庭的な雰囲気のもと地域や家庭との連携を重視し、施設のもつ公共性等重要な役割を踏まえ利用者や家族の方が安心・満足・可能性の追及に役立つ医療的ケアと、日常サービスの提供を基本とします。

【事業所の名称等】

名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人栄仁会 宇治おうばく病院 介護医療院
- (2) 所在地 京都府宇治市五ヶ庄三番割32番地の1

【職員の職種、員数、及び職務内容】

医療法人栄仁会 宇治おうばく病院 介護医療院（以下施設という）に勤務する職種、職員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：1名（常勤・同一敷地内の病院の院長と兼務）

管理者は、所属職員を指導監督し、適切なサービスの運営が行なわれるよう実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

又、介護支援専門員に施設サービス計画作成を担当させる。

- (2) 医師：5名以上（常勤・同一敷地内の介護保険事業所及び病院の業務と兼務）

当直医師：1名以上（非常勤・同一敷地内の介護保険事業所及び病院の業務と兼務）

医師は、入所者の病状及び身体状況等その置かれている環境の的確な把握に努め診療の必要が有ると認められる疾病又は負傷に対して的確な診断を基とし、必要な検査、投薬、処置等療養上妥当適切に行うと共に、医学的管理を行う。

- (3) 看護職員：10名以上（常勤・同一事業所内の短期入所療養介護の業務と兼務）

看護職員は、医師の指示を受け、自立支援の観点から入所者の病状、心身の状況等の把握に努め、身体の清潔保持等必要な看護を行う。

- (4) 介護職員：15名以上（常勤・同一事業所内の短期入所療養介護の業務と兼務）

介護職員は看護及び医学的管理下における日常生活上の世話等の介護を行うことを基本とし、必要に応じて看護職員の補助業務を行う。特に、入所者の状態等により身体の清潔保持や排泄にかかる介護等を行う。

- (5) 理学療法士：1名以上（常勤・同一敷地内の介護保険事業所及び病院の業務と兼務）

作業療法士：1名以上（常勤・同一敷地内の介護保険事業所及び病院の業務と兼務）

理学療法士並びに作業療法士は、医師の指示を受け、入所者の心身の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助ける為必要な理学療法等のリハビリテーションを行う。

- (6) 管理栄養士：2名以上（常勤・同一敷地内の介護保険事業所及び病院の業務と兼務）

管理栄養士は、入所者の栄養マネジメント及び適切な衛生管理を行い、入所者の病状、身体状況により適切な栄養量及び内容の食事提供が行える様管理する。

- (7) 薬剤師：1名以上（常勤・同一敷地内の介護保険事業所及び病院の業務と兼務）

薬剤師は、入所者に対して、医師の処方箋に基づき、投薬、注射等の薬剤を処方するとともに、必要に応じて服薬に関する注意、効果、副作用等に関する状況を把握し薬学的管理指導を行う。

- (8) 放射線技師：1名以上（常勤・同一敷地内の介護保険事業所及び病院の業務と兼務）

放射線技師は、入所者に対して、医師の指示に基づき、レントゲン・CT・MRI等の撮影を行う。

- (9) 介護支援専門員：1名以上（常勤・同一事業所内の短期入所療養介護の業務と兼務）

適切な方法により、入所者の能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現にかかえる問題点を明確にし、入所者が自立した日常生活を営む事ができる様に支援する上で解決すべき課題を把握する。計画担当介護支援専門員は、サービス担当従事者と協議の上、サービスの目標、達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を盛り込んだ施設サービス計画の原案を作成する。

【入所者の定員】

入所者の定員は以下のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

本院 C棟7階 2床

【入所者に対する介護医療院サービスの内容】

1. サービスの内容は、本運営規程の事業目的等に添って作成した施設サービス計画に基づいたサービス内容とする。なお、入所者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供する事が困難であると認めた場合は協力医療機関を紹介する等適切な措置を速やかに講じる。
2. その他、サービス内容は厚生労働省令「介護医療院の人員、設備、及び運営に関する基準」に定めてある取り扱い方針、診療方針、機能訓練、看護及び医学的管理の下における介護、食事の提供等を遵守して提供する。

【利用料その他の額】

1. サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者負担額（食事の提供に要する費用の額を除く）及び食費・居住費の負担額とする。保険給付対象サービスの利用料の額は別紙「重要事項説明書2」の案内の通りとする。
ただし、法定代理受領分以外の場合は介護保険報酬額相当額を徴収する。
なお、領収書は法定代理受領分とそれ以外の項目に分けて明示するものとする。
2. 日常生活費用については、その利用項目、利用回数に応じて実費を徴収する。（別紙参照）
3. 当該サービス提供に際しては、入所者又はその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者又は代理人の同意を得るものとする
4. その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して入所者又は代理人等に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。
5. その他の利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上減額または免除することができる。

【施設の利用に当たっての留意事項】

1. 入所者に対しては、医師や看護職員等の医学的管理下において、規則正しい入所生活を送る留意点を説明し、同時に院内で立ち入り不可の場所や取り扱いに注意すべきことがら等についても 懇切丁寧に指示し、入所者並びに家族の同意を得る文書を保管する。
2. これらの入所生活上のルールや、設備利用上の留意事項に付いては、医療法人栄仁会宇治おうばく病院看護基準に定めたものを利用する。

【非常災害対策】

本院の非常災害対策については消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に則り、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して次の通り万全を期する。

- （1）防火管理者、火元責任者は医療法人栄仁会 宇治おうばく病院の防火管理者、火元責任者と同一とする。
- （2）自主検査については火災危険排除を主眼とした簡易な検査を始業時、就業時に行う。
- （3）非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼するものとし、点検においては防火管理者が立ち合う。
- （4）非常災害用設備は常に有効に保持する様努めるとともに、法令に定められた基準に適合するよう努める。
- （5）火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊の編成により、任務の遂行に当たるものとする。
- （6）防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 入所者を含めた総合訓練（消火・通報・避難）年1回以上
 - ② 防火教育及び部分訓練 年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底 随時

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

【業務継続計画の策定等】

感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

- ① 感染症における研修、訓練（シュミレーション） 年1回以上
- ② 非常災害における研修、訓練（シュミレーション） 年1回以上

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【感染症対策体制の徹底】

本院の感染症及び食中毒の予防・蔓延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回定期的に開催する。また、それを職員への徹底を図る。

(1) 上記の指針を作り、職員に対しての研修を定期的に開催する。

【事故発生の防止体制】

本院の事故発生時の対応及び報告の方法等を規定した指針を作り、職員に徹底する。

- (1) 事故が発生したとき又はその危険性がある事態が発生した時、その報告を義務付けて再発生防止のための改善策を職員に周知徹底する。
- (2) 上記のための委員会を作り、また職員に対しての研修を定期的に開催する。

【褥瘡防止対策】

褥瘡が発生しないように適切な看護介護を行うとともに、その発生を防止するための対策を検討する委員会を1月に1回、定期的に開催する。

(1) 上記の指針を作り、職員に対しての研修を定期的に開催する。

【身体拘束廃止対策】

身体拘束をしないという本院の理念を徹底的に周知し、適切な看護介護を行うとともに、身体的拘束等の適正化指針に基づき以下の対策を講じる。

- (1) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図る。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

【高齢者虐待防止の推進】

介護医療院サービスは、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応等に務め、以下の対策を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催と職員への内容周知。
- (2) 虐待防止のための指針を発足する。
- (3) 虐待防止のための研修を年に2回以上開催する。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

【ハラスメント対策の強化】

適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、施設サービス職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

- (1) 法人内に設置される、ハラスメント委員会の周知

【第三者評価】

評価日：令和4年11月19日

評価機関：京都私立病院協会

【その他運営に関する留意事項】

1. サービスの提供に当たる従事者は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設けまた、業務体制を整備する。
2. 職員は業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
4. サービス提供に当たる管理者及び従事者は、入所者の使用する施設、その他の設備または衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。また、感染症対策についても必要な措置を講じるものとする。
5. サービス提供に当たり入所者又はその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務態勢、事故発生時の対応、苦情処理の体制、居住費、食費、特別な室料等、入所者がサービスを選択するために必要な重要事項をパンフレットに記載し、同意書を交付し書面により同意を得る。
6. サービス提供に当たり介護保険被保険者証に認定審査会の意見が記載されている場合は、この意見に配慮してサービスを提供する。また、サービス提供に当たっては介護保険被保険者証により資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめる。
7. 要介護度や診療の多寡を理由にサービス提供を拒否しないが、介護支援専門員の数に応じて施設サービス計画書の作成が困難な場合や、満床や希望する病床が空いていない場合及び入所の必要がない場合並びに入所者に対して自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は正当な理由として拒否する事がある。なお、正当な理由として拒否した場合は他の適切な医療機関を紹介する。

8. サービス提供後、長期療養が不要と医師が判断した場合は退所を指示する。なお家庭の都合等により退所に応じない場合は市町村の福祉事業等と連携を図る等の対応を行う。
9. その他厚生労働省令「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」を遵守する。
10. この規程に定める事項の他に、運営に関する重要事項については、医療法人 栄仁会が定める。

(附則)

この規程は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。